

観光宣伝事業に係る宝塚市後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光宣伝事業に係る宝塚市の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、宝塚市が事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、「宝塚市」とする。

(許可の基準)

第4条 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する団体が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 報道機関、学術研究機関
- (4) 特定非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体(宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。)

2 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。ただし、市長が不適当と認めるものは、許可することができない。

- (1) 観光宣伝に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 市内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 広域な規模又はこれに準じた規模で行われる場合

イ 必要とされる設備等について市内の会場では対応できないため、隣接市町村の会場で開催される場合

ウ 宝塚市民の多数の参加が見込まれる場合

- (3) 公共性を有するもの
- (4) 営利を目的としないもの
- (5) 行政運営に支障をきたさないもの
- (6) 暴力行為又は迷惑行為を伴わないもの又はそのおそれのないもの
- (7) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項から第3項に規定する暴力団等と関わりがない又はそのおそれのないもの
- (8) 役員その他事業関係者が信用し得るものであること
- (9) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (10) 団体の宣伝を目的としないもの又はそのおそれのないもの
- (11) 特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (12) 特定の思想、史観又は主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
(例：多くの議論があり評価が定まっていないものなど)

(申請)

第5条 宝塚市後援名義の使用の許可を受けようとする団体は、後援名義使用許可申請書((様式第1号)、以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 後援事業収支予算書(様式第1号別紙)、事業の実施要綱、募集要項、その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 賞状交付の許可もあわせて受けようとする団体は、その旨を申請書に記載するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 当該事業の賞のリスト

4 後援名義使用許可申請をしようとする団体は、原則として開催日の80日前までに市長に提出しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可について申請者に速やかに宝塚市後援名義使用許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(許可条件)

第7条 後援名義の使用許可には、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義の使用状況その他事業の内容について報告を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(責任の所在)

第8条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、市長が責任を負うものではない。

(経費の負担)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を市長は行わない。

(許可の取消)

第10条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき

(無断使用)

第11条 後援名義を無断で使用したものに対しては、警告書により指導するものとする。

(事業の報告)

第12条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 後援事業収支決算書(様式第3号別紙)、事業のパンフレット、プログラム、記録写真、
その他事業の内容が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後実施する事業について後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。